

飯島賢二の

やさしく解決!

第12回



株式会社 飯島 綜研
代表取締役 飯島 賢二

難問道場

Q 従業員を採用した時に会社に提出してもらうもので、会社側の立場から税務上注意する点は、どのようなことがありますか。

A

状況によって異なる場合はもちろんありますが、採用された人は税務署関係書類として「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を、日給、月給、賞与に関わらず（日雇賃金は別）、期日までに給与の支払者へ提出しなければなりません。また、その人に前職がある場合は「給与所得の源泉徴収票」、その他状況によっていくつかの書類の提出が必要となります。実務的には、社会保険事務所等々に提出する必要が出てくるかもしれません。

税務調査でよく指摘されるのは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告票」の有無です。この申告書は本来、給与の支払者を經由して税務署長へ提出することになっていますが、税務署長から特に提出を求められた場合以外は税務署に提出する必要はなく、給与の支払者が保管することになっています。この申告書の提出がある人のみ、源泉所得税は甲欄で計算できます。

問題はここにあります。源泉所得税の計算は、甲欄と乙欄の2種類あり（厳密には丙欄もある）、簡単に言うと乙欄の方が税金は高額になります。乙欄適用者は原則的に2カ所以上に勤務しており、その会社が従たる勤務

の場合の人です。しかし、実は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出のない人も含まれてしまいます。当然、甲欄適用要件者であっても、「提出がなかった」という事実だけで高額税金計算をされてしまう結果となるのです。

税務調査でこの点を指摘された場合、原則的には所得税の過少申告となり、個々人の修正となります。しかし実際は、源泉を徴収すべき義務は給与を支払っている「会社」であり（これを徴収義務者という）、適正なる徴収を怠った責任を問われると大変微妙な問題となりがちです。「知らなかった」「忘れた」は通らないのが「税法」、貴社は大丈夫ですか？ 早速チェックしていただきたい。

